

令和元事業年度
後期高齢者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和元事業年度
事業報告書

令和元事業年度後期高齢者医療制度関係業務 事業報告書

1. 後期高齢者医療制度関係業務の概要

(1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 保険者から支援金等を徴収すること。
- イ 広域連合に対し交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和元事業年度	平成 30 事業年度末
職員定数	21 名	21 名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成 20 年 4 月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 後期高齢者医療制度関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

(1) 役員の定数

本特別会計による理事1名

(2) 役員の氏名、役職、任期及び経歴（令和2年3月31日現在）

氏名	役職	任期	経歴
築瀬 博章	理事	平成30年9月10日～ 令和2年9月9日	元社会保険診療報酬支払基金審議役

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和元事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 支援金等の徴収

令和元事業年度における支援金等の予定額は

後期高齢者支援金	6,468,069,906 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	426,443 千円
計	6,468,496,349 千円

であって、これに対する支援金徴収決定額は

後期高齢者支援金	6,470,343,007 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	427,119 千円
計	6,470,770,127 千円

であった。

この支援金等徴収決定額に対し収入済額は

後期高齢者支援金	5,986,236,992 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	395,179 千円
計	5,986,632,172 千円

であって、差し引き

後期高齢者支援金	484,106,015 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	31,940 千円
計	484,137,955 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和元事業年度に繰り越された平成 30 事業年度の収入未済額

後期高齢者支援金	466,147,124 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	32,287 千円
計	466,179,411 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 交付金の交付

令和元事業年度における交付金の予定額は

6,752,330,952 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

6,549,055,225 千円

であった。

この概算交付決定額に対し支出済額は

6,027,800,119 千円

であって、差し引き

521,255,106 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和元事業年度に繰り越された平成 30 事業年度の支払未済額

487,599,776 千円

については、年度内に全額を支出した。

令和元事業年度において交付決定した平成 30 年度分等に係る交付金の確定額は、

6,247,330,987 千円

であって、令和元事業年度において交付決定した平成 30 年度分に係る概算交付金の決定額は、

6,311,362,252 千円

であった。この精算にあたっては次のとおり返還請求を行った。

交付金の返還請求決定額は、

64,031,264 千円

であった。

イ 資金計画の実施の結果

令和元事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	7,814,016,651 千円
事務費勘定	718,799 千円
計	7,814,735,450 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	7,141,365,811 千円
事務費勘定	748,736 千円
計	7,142,114,547 千円

であって、差し引き

事業費勘定については 672,650,839 千円
減少し、

事務費勘定については 29,937 千円
増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支		出		入			
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
後期高齢者交付金	6,701,169,848	6,515,399,895	△ 185,769,953	前年度からの繰越金	728,446,148	607,967,378	△ 120,478,769
事務費勘定へ繰入	426,443	427,119	676	後期高齢者 支 援 金 収 入	6,446,708,810	6,452,384,116	5,675,306
その他の未払金	—	25,958,568	25,958,568	後期高齢者関係 事務費拠出金収入	426,034	427,466	1,432
借入金利息	1	—	△ 1	その他の未払金	—	16,517,761	16,517,761
後期高齢者支援金 精算返還金	40,000	3,107	△ 36,892	借 入 金	570,000,000	—	△ 570,000,000
予 備 費	1,112,380,359	—	△ 1,112,380,359	雑 収 入	35,658	25,045	△ 10,612
翌年度への繰越金	—	599,577,121	599,577,121	後期高齢者交付金 精算返還金	68,400,000	64,031,264	△ 4,368,735
				拠出金事業費返還金	1	12,779	12,778
合 計	7,814,016,651	7,141,365,811	△ 672,650,839	合 計	7,814,016,651	7,141,365,811	△ 672,650,839

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

区 分	支			出			収			入
	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	
事 務 取 扱 費	千円 393,585	千円 410,191	千円 16,606				前年度からの繰越金	千円 277,939	千円 307,070	千円 29,131
役職員諸給与	244,186	238,996	△ 5,189				事業費勘定からの受入	426,443	427,119	676
管 理 諸 費	149,399	171,195	21,796				そ の 他 の 収 入	14,140	14,543	403
そ の 他 の 支 出	52,267	78,895	26,628				雑 収 入	277	2	△ 274
翌年度への繰越金	272,947	259,649	△ 13,297							
合 計	718,799	748,736	29,937	合 計	748,736	29,937	合 計	718,799	748,736	29,937

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成28事業年度から平成30事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

支援金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収入済額	収入未済額
支 援 金	28	5,838,812,512	5,845,163,426	5,395,770,301	449,393,125
	29	6,080,249,157	6,083,837,654	5,627,575,977	456,261,676
	30	6,207,452,657	6,211,337,531	5,745,190,407	466,147,124
事務費拠出金	28	370,677	370,975	344,734	26,241
	29	375,312	376,445	349,064	27,381
	30	430,761	431,510	399,223	32,287

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

交付金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
交 付 金	28	6,259,541,928	5,967,667,684	5,513,235,857	454,431,827
	29	6,429,847,481	6,202,890,353	5,715,082,871	487,807,482
	30	6,570,396,137	6,311,362,252	5,823,762,476	487,599,776

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 28 事業年度から平成 30 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
28	支 出	7,159,722,889	6,656,497,533	△ 503,225,355
	収 入	7,159,722,889	6,656,497,533	△ 503,225,355
29	支 出	7,277,044,537	6,793,207,099	△ 483,837,437
	収 入	7,277,044,537	6,793,207,099	△ 483,837,437
30	支 出	7,514,522,179	6,919,988,335	△ 594,533,843
	収 入	7,514,522,179	6,919,988,335	△ 594,533,843

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
28	支 出	638,000	655,041	17,041
	収 入	638,000	655,041	17,041
29	支 出	670,729	688,980	18,251
	収 入	670,729	688,980	18,251
30	支 出	782,644	782,200	△ 443
	収 入	782,644	782,200	△ 443

ウ 借入金
該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ
該当なし

オ 国からの補助金等
該当なし

4. 後期高齢者医療制度関係業務の一部の委託を受け、又は後期高齢者医療制度関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係
該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要
該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

後期高齢者医療制度関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

令和元事業年度 決算報告書

1. 令和元事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和元事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

令和元事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 6,817,977,919 千円
であって

支出決定済額は 6,549,485,452 千円
であった。

したがって、収入が支出を 268,492,467 千円
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 268,492,467 千円
であって、高齢者の医療の確保に関する法律第 146 条第 1 項の規定により、
268,492,467 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

令和元事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 463,176 千円
であって

支出決定済額は 448,072 千円
であった。

したがって、収入が支出を 15,103 千円
超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第 144 条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第 139 条第 1 項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

令和元事業年度後期高齢者医療特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 後期高齢者支援金収入	千円 6,468,496,349	千円 6,470,770,127	千円 2,273,778	
(項) 後期高齢者支援金収入	6,468,069,906	6,470,343,007	2,273,101	
(項) 後期高齢者関係 事務費拠出金収入	426,443	427,119	676	
(款) 受 入 金	283,101,046	283,101,046	—	
(項) 受 入 金	283,101,046	283,101,046	—	
(款) 借 入 金	570,000,000	—	△ 570,000,000	
(項) 借 入 金	570,000,000	—	△ 570,000,000	
(款) 雑 収 入	68,435,659	64,106,746	△ 4,328,912	
(項) 雑 収 入	35,658	25,045	△ 10,612	
(項) 後期高齢者交付金精算返還金	68,400,000	64,031,264	△ 4,368,735	
(項) 拠出金事業費返還金	1	50,436	50,435	
合 計	7,390,033,054	6,817,977,919	△ 572,055,134	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 後期高齢者交付金	6,752,330,952	—	—	—	6,752,330,952	6,549,055,225	—	203,275,727	
(項) 後期高齢者交付金	6,752,330,952	—	—	—	6,752,330,952	6,549,055,225	—	203,275,727	
(款) 事務費勘定へ繰入	426,443	—	677	—	427,120	427,119	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	426,443	—	677	—	427,120	427,119	—	0	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	40,000	—	—	—	40,000	3,107	—	36,892	
(項) 後期高齢者支援金精算返還金	40,000	—	—	—	40,000	3,107	—	36,892	
(款) 予 備 費	637,235,658	—	△ 677	—	637,234,981	—	—	637,234,981	予備費使用理由は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	637,235,658	—	△ 677	—	637,234,981	—	—	637,234,981	
合 計	7,390,033,054	—	—	—	7,390,033,054	6,549,485,452	—	840,547,601	

令和元事業年度後期高齢者医療特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入	千円 426,443	千円 427,119	千円 676	
(項) 事業費勘定からの受入	426,443	427,119	676	
(款) 受 入 金	35,254	35,252	△ 1	
(項) 受 入 金	35,254	35,252	△ 1	
(款) 雑 収 入	277	803	526	
(項) 雑 収 入	277	803	526	
合 計	461,974	463,176	1,202	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度の繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 事務取扱費	456,874	—	—	—	456,874	448,072	—	8,801	
(項) 役員諸給与	244,201	—	—	—	244,201	239,445	—	4,755	
(項) 退職給付引当預金への繰入	63,150	—	—	—	63,150	62,929	—	220	
(項) 管理諸費	149,523	—	—	—	149,523	145,697	—	3,825	
(款) 予備費	5,100	—	—	—	5,100	—	—	5,100	
(項) 予備費	5,100	—	—	—	5,100	—	—	5,100	
合 計	461,974	—	—	—	461,974	448,072	—	13,901	

(別紙)

事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 16 号）の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

令和元年度の後期高齢者関係事務費拋出金について、保険者の新設による後期高齢者関係業務事務費の増収に伴う事務費勘定へ繰入に不足が生じることから、予備費の使用を行ったものである。

2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度 関係業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成20年厚生労働省令第16号) 第14条第 2項の規定による予算総則に規定した事項に 係る予算の実施結果

令和元事業年度後期高齢者医療特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は570,000,000千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第147条第3項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、なかった。